

郡山市事業所内保育事業実施認可外保育施設保育遊具等購入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業所内保育事業を行う認可外保育施設（以下「補助対象施設」という。）の保育環境の充実を図り、入所する児童の健やかな成長及び発達を支援するため、屋内外遊具及び玩具（以下「保育遊具等」という。）を購入する当該施設を運営する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所内保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第12項に規定する事業をいう
- (2) 認可外保育施設 法第59条の2第1項に規定する届出を行っている施設をいう
- (3) 屋内外遊具 主として児童の利用に供することを目的とし、児童の運動機能を向上させ、心身ともに健全に育つことが期待され、児童が屋内及び屋外において安全に使用することができる遊具をいう
- (4) 玩具 主として児童の利用に供することを目的とし、一般財団法人製品安全協会が定めるSG基準、一般社団法人日本玩具協会が定める玩具安全基準（ST基準）その他これらに類する基準を満たしている玩具をいう

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に所在する補助対象施設を運営する者
- (2) 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「通知」という。）に基づく直近の指導監督結果が通知別添の認可外保育施設指導監督基準に適合している者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保育環境充実のために必要な保育遊具等（単価が5万円以下のものに限る。）の購入費とする。ただし、仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税額は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1施設当たり5万円を限度とする。

(補助金の交付の対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）の3月31日を末日とする1年間とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、前条の対象となる期間の末日の属する会計年度の3月末日までに、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 対象経費内訳書（別記様式）
- (2) 保育遊具等の購入金額が確認できる領収書等の写し
- (3) 購入した保育遊具等が掲載されたカタログ等の写し
- (4) 通帳の写し等補助金の振込先が確認できる書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額決定通知書は、省略するものとする。

（財産処分の制限）

第10条 規則第20条ただし書に規定する市長が認める期間は、保育遊具等の購入後3年間とする。

- 2 規則第20条第3号に規定する別に指定するものは、その取得価格が2万円以上のものとする。
- 3 市長の承認を受けて財産を処分することにより補助金の交付を受けた者に収入があった場合において、市長は、その収入の全部又は一部を納付させることができる。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

対象経費内訳書

住 所
申 請 者 団 体 名
代表者職氏名

1 保育遊具等購入一覧

No.	領収書	品 目	規格等	単価（税込）	補助対象経費	数 量	補助対象経費 小計
1				円	円		円
2				円	円		円
3				円	円		円
4				円	円		円
5				円	円		円
6				円	円		円
7				円	円		円
8				円	円		円
9				円	円		円
10				円	円		円
補助対象経費合計①							円

※補助対象経費は、仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税額を除いた金額としてください。

2 補助金交付申請額

補助対象経費合計額①	補助金交付申請額 (①と5万円のいずれか少ない金額)
円	円